

食品の表示マーク ①

JAS規格食品 表示実施団体…(一社)日本農林規格協会ほか



品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格(一般JAS規格)を満たす食品や林産物などに付いています。

有機JASマーク 表示実施団体…(一社)日本農林規格協会ほか



化学肥料農薬を原則として使用しないなど有機JAS規格を満たす農産物などに付されます。有機JASマークが付いていない農産物と農産物加工食品には「有機〇〇」などと表示することができません。

特定JAS規格食品 表示実施団体…(一社)日本農林規格協会ほか



特別な生産や製造方法についてのJAS規格(特定JAS規格)を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容としたJAS規格(りんごストレートピュアジュース)を満たす食品に添付されます。

特定保健用食品 表示実施団体…消費者庁から許可を受けた事業者



食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受けた食品に付けられます。

特別用途食品 表示実施団体…消費者庁から許可を受けた事業者



乳児や幼児、助産婦、病者などの発育や健康の保持・回復などに適するといった特別の用途について表示して販売される食品のこと。特別用途食品として食品を販売するには、消費者庁の許可を受ける必要があります。